

令和6年2月農業委員会議事録

開催日時：令和6年2月13日（火） 午前9時00分

開催場所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、中津芳春委員、吉田三十志委員を指名する。

4. 議 事

(1) 報告第25号 農地法第18条の合意解約について

(2) 報告第26号 農地法第3条の届出について

(3) 報告第27号 農地法第5条の制限除外について

(4) 議案第38号 農地法第5条の許可申請について

(5) 議案第39号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第25号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第25号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第25号の報告をいたします。

申請番号1番です。所在が上仲間地区で、農振農用地の田が1筆、面積が535㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。今回の解約事由につきましては、耕作者変更による合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第26号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第26号農地法第3条の規定による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は鯉地区になります。地目については田が2筆、面積が4,363㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、申請番号2番になります。所在は上島地区になります。地目については田が3筆および畑が3筆の合計6筆、合計面積が9,175㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました2件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第27号 農地法第5条の制限除外について

(議長) 続きまして、報告第27号農地法第5条の規定による許可不要報告が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。農地法第5条の報告になります。資料は3ページになります。許可不要の案件になります。申請番号1番です。所有権移転の案件になっております。所在が上仲間地区及び犬渕地区になります。農振農用地の田が2筆、農振地域外の田が1筆の合計3筆、合計面積が76.6㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由については、道路改良事業による転用の届出となっております。4ページ及び5ページに位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました件は、許可不要の案件になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第38号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請が2件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、6ページをお願いいたします。
申請番号1番です。所有権移転の案件となっております。所在は上六嘉地区、農振地域外の田が1筆と畑が1筆の計2筆、合計面積が534㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。
申請事由については、資材置場の申請となっております。7ページに申請位置図と8ページに土地利用計画平面図を載せております。
8ページの土地利用計画平面図をご覧ください。
資材置き場となりますので給水等はございません。雨水の処理につきましては申請地南側の既設側溝に放流する計画となっております。
次に9ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。一読致します。
補足となりますが、こちらの申請地では、昭和36年から平成28年まで家屋が存在しており、熊本地震後、家屋の解体がなされておりますが、現在も家屋解体跡地のままとっております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いいたします。
(福永委員) 1月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地の一部はコンクリート舗装がなされており、農地としての利用はされておりました。

土地利用計画が資材置場という事ですが、今回、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様のご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は10ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については資材置場になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

これらを総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料、6ページをお願いいたします。

申請番号2番です。所有権の移転の案件となっております。所在は上仲間地区、農振地域外の田が2筆、合計面積が2,154㎡となっております。譲

渡人と譲受人については記載の通りとなっております。

申請事由については、特定建築条件付売買予定地の申請となっております。

11ページに申請位置図と12ページに土地利用計画平面図を載せております。12ページの土地利用計画平面図をご覧ください。給水については、井戸ボーリングになります。また、雨水におきましては雨水枳を経て雨水集水枳に集水後、北側道路側溝へ放流、生活雑排水については合併浄化槽を経て雨水集水枳に集水後、北側道路側溝へ放流となります。

また、申請地から南側農地に続く通路と記載されている里道について、当初、里道幅員1.8mで申請相談がありましたが、南側農地の営農条件への支障が考えられることや地元区の要望等により、申請者との協議の結果、4mの幅員での申請となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります山内委員から報告をお願いいたします。

(山内委員) はい。1月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の西側に農地が隣接していますが、農地所有者には十分な説明がなされており、境界部分にはL型擁壁を新設されるため、支障はないものと思われます。

特定建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は13ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については特定建築条件付売買予定地になります。

資力及び信用は適当、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、また農地の利用の集積への支障もないと判断しております。

この他、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了する見込みがあること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第39号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農土地利用の集積計画の承認申請が2件ございます。
2件を一括して、審議・議決を行いますので、よろしくをお願いします。
それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は14ページの申請番号1番からになります。所在は鯉地区。
農振地域外の田が1筆で、面積が958㎡となっております。
貸付人と借受人等は記載のとおり。利用目的については使用貸借権の新規契約。期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日となっております。
続きまして、申請番号2番になります。所在は上島地区。農振農用地内の田が1筆で、面積が509㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり。利用目的については賃貸借権の新規契約、借賃については記載のとおり。
期間は令和6年3月1日から令和16年2月28日となっております。
事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
無ければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました2件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で2件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は3月11日、月曜日の9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年2月13日

会長 下 田 司

委員 中 津 芳 春

委員 吉 田 三 十 志